



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

重い腰を上げて始めたピラティスも、通い始めて1年半が経ち、負荷のかけ方や姿勢・呼吸等自分でも少しですが成長を感じられるようになってきました。

とは言え、もともと外出は億劫に感じてしまう方なので、ここ数カ月、月4回のコースを、前半週には参加せず、後半週だけ週2~3回ストイックに通うスタイルが定着してしまっています。「やらないよりは良い」「健康のため」と自己暗示をかけて、今月も頑張っています。毎月末本当に慌ただしいのですが、それはそれで達成感があり、お勧めです。

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。(事務員 S)

2025(令和7)年度の雇用保険料率

厚生労働省は、2025年度の雇用保険料率の案内を公開しました。2023年4月~2025年3月までの保険料から0.1%引き下げとなりました。

<令和7年度の雇用保険料率>
(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		雇用保険二事業の保険料率		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月~令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◆一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて14.5/1,000となります(2025年3月までは15.5/1,000)。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに6/1,000から5.5/1,000

に変更になったことで0.1%引き下げられました。

事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率についての変更はなく、3.5/1,000です。

◆農林水産・清酒製造の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて16.5/1,000となります(2025年3月までは17.5/1,000)。

◆建設の事業

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります(2025年3月までは18.5/1,000)。

2023年以来の変更となります。事業所ごとの賃金の締め日を確認し、ミスがないよう注意しましょう。

【厚生労働省「令和7(2025)年度雇用保険料率のご案内」】

2026年度高卒人材採用に関する確認ポイント

◆採用スケジュール

2026年3月新規高等学校卒業者の選考日程は、下記のとおりです。

【6月1日】ハローワークによる受付開始

【7月1日】学校への求人申込・学校訪問開始

【9月5日(沖縄県は8月30日)】

生徒の応募書類提出開始

【9月16日】就職試験(選考開始)・内定開始

高卒人材の募集は、ハローワークで求人受付をした上で高校への求人申込みをするなど、大学新卒者や中途採用と異なるため、あらかじめ確認しておきましょう。

◆応募書類に変更あり

厚生労働省の履歴書様式例から性別欄が削除されたこと等を踏まえ、全国高等学校統一応募用紙が、2026年度より見直されます。

◆履歴書の変更点

- ①「性別欄」を削除
- ②「学歴・職歴欄」→「在籍校欄」・「職歴欄」に変更
- ③「趣味・特技欄」を削除
- ④「志望の動機欄」→「志望の動機・アピールポイント欄」に変更

「志望の動機欄」には「志望の動機、自己PR、特技等」を記入。

「備考欄」には「資格や校内外の諸活動、志望の動機・アピールポイント等以外で記入したい事項がある場合」に記入とされています。

◆調査書の変更点

- ①「総合的な学習の時間」→「総合的な探究(学習)の時間」に変更
- ②「身体状況欄」を削除
- ③「本人の長所・推薦事由欄」→「本人のアピールポイント・推薦事由等欄」に変更
- ④「特記事項欄」を追加
- ⑤ 押印を削除

「特記事項欄」は、「休学の期間がある場合」「職業の特性等において必要な要件として、身体状況(視力及び聴力など)及び配慮事項の記載が求められる場合」などに記入することとされています。

【厚生労働省「令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に係る採用選考期日等を取りまとめました」】
【厚生労働省「第34回高等学校就職問題検討会議」】

3月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

17日

- 個人の青色申告承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税及び市町村民税申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調査書、国外財産調査書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]